

お客様各位

2009年11月2日

REACH 規制 1907/2006

拝啓

モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ社および全関連会社は、2007年6月1日発効の規制1907/2006（以下「REACH」という）の導入を成功させるべく尽力しています。現在および将来にわたってこの新しい法制を順守するために必要な対策がすべて講じられたことをご報告します。

- 1) モメンティブは、事前登録および登録の時宜など REACH
におけるあらゆる法的義務を十分認識し、製造業者、輸入業者、または下流ユーザーとしての義務を責任を持って果たしています。

REACHの下、当社は主に下記の事項を全うするよう努めます。

- REACH 第 III 編第 3 章に準じ、事前登録の法的義務に従います。 REACH
現在、モメンティブが EU
で製造している全物質の事前登録が完了したことを確認します。
さらに、モメンティブが EU に輸入している物質で REACH
下で登録が必要である全物質の事前登録を完了しました。
- REACH に準じ、登録の法的義務に従います。
モメンティブの現在および将来の製品に不可欠な全物質、および当社が承知している製品に関して、登録するつもりです。
- REACH 第 IV 編に挙げられている情報伝達の義務に従います。
期限までにお客様が当社の製品を使用した独自の製品を報告していただければ、モメンティブはそのお客様の製品を調べます。また必要かつ適切であれば、Chemical Safety Assessment and Report（化学的安全評価レポート）に記載します。もちろん、機密保持の必要性から、当社に報告せずにご自分で各製品を登録して下さっても構いません。

モメンティブは、当社の製品ポートフォリオを変更する権利を留保していますが、商業化が可能となるよう対策を講じ、代替物質に切り替え、またその旨をお客様に時間の余裕を持ってお知らせ致します。

- 2) モメンティブの目標は、REACH
における高懸念物質（SVHC）と見なされる物質を含有する製品を最小限に限定すること
です。

お客様が購入される製品が **SVHC**
を含有するかどうかの詳細な製品固有情報が必要な場合は、営業またはマーケティング
担当者までご連絡ください。

- 3) モメンティブは、多くの **REACH** 関連コンソーシアムに深く関与し、REACH
関係書類の開発に積極的に協力しています。

REACH は製品ではなく物質に言及しているという点にご注意ください。
したがって、規制に従って免除される物質または成分（ポリマーなど）が製品に
複数含有されているかどうかによって期限や要件が異なることがあるので、情報を求
められた場合でも、回答が困難な場合があります。
もちろん、当社は常にお客様に対してできる限りの情報をお伝えするよう努めており
ます。

敬具

イアン R ムーア (Dr. Ian R. Moore)
ラルフ・メッカー (Ralf Maecker)
President & CEO EMEA & India

Global Reach Manager

